

2022年6月24日

【変更事項】

吸収分割に係る事前開示事項

東京都中央区京橋三丁目1番1号
株式会社ブリヂストン
代表執行役 石橋 秀一

当社は、当社の100%子会社である株式会社プロスパイラ(住所：神奈川県川崎市幸区堀川町580番地)との間で2022年4月15日に吸収分割契約を締結し、効力発生日を2022年7月1日として、当社を吸収分割会社、株式会社プロスパイラを吸収分割承継会社とする会社分割に関し、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に定める事前開示を2022年5月2日付で行いましたが、当該事前開示の内容に変更が生じたため、会社法施行規則第183条第7号の規定に基づき、下記のとおり変更後の事項を開示いたします。

なお、下記における用語は、2022年5月2日付「吸収分割に係る事前開示事項」において定義した各用語と同一の意義を有するものといたします。変更箇所は下線で示しております。

記

5. 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割会社（当社）及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

①吸収分割会社（当社）について

吸収分割会社（当社）の2021年12月31日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ2,135,579百万円及び761,766百万円です。

また、本件分割により、効力発生日以後においても分割後の当社の資産の額及び負債の額はそれぞれ2,122,196百万円及び750,200百万円を見込んでおり、資産の額が負債の額を上回ることが見込まれます。

②吸収分割承継会社について

吸収分割承継会社の会社設立時（2022年1月14日現在）貸借対照表における資産の額及び負債の額はそれぞれ百万円及び0円であり、本件分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社（当社）から承継する資産の額及び負債の額はそれぞれ13,383百万円及び11,566百万円を見込んでおります。なお、実際に承継する資産及び負債の金額は上記金額に効力発生日までの増減が調整されたうえで確定いたしますが、本件分割後の吸収分割承継会社の資産の額は、負債の額を上回ることが見込まれます。なお、吸収分割承継会社は効力発生日後速やかに増資することを予定しており、

当該増資の効力発生日までの間に吸収分割承継会社の営業に必要な資金については吸収分割会社（当社）が吸収分割承継会社に対して貸し付けることを予定していることから、本件分割後の吸収分割承継会社のキャッシュフロー上、効力発生日以後における吸収分割承継会社の債務の履行に支障をきたすような事象の発生及びその可能性は、現在までのところ認識されておりません。

- ③本件分割後の吸収分割会社（当社）及び吸収分割承継会社の収益状況については、効力発生日以後における吸収分割会社（当社）及び吸収分割承継会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。
- ④以上より、本件分割の効力発生日以後における吸収分割会社（当社）及び吸収分割承継会社の債務については問題なく履行することができる見込みです。

以上